

厚生労働大臣が定める揭示事項

令和 6 年 6 月 1 日現在

I 入院基本料に関する事項

1 一般病棟（急性期一般入院料4）～3階病棟

入院患者10人に対し1人以上の看護職員（看護師、准看護師）を配置しています。また、院内感染防止、医療安全管理、褥瘡対策に係る体制を整備しています。この病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師、准看護師）と4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置はそれぞれ次のとおりです。

時 間 帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	看護補助者
朝8時30分から夕方17時00分まで	7人以内	18人以内
夕方17時00分から深夜1時00分まで	12人以内	35人以内
深夜1時00分から朝8時30分まで	12人以内	

2 療養病棟（療養病棟入院料1）～4階病棟

入院患者20人に対し1人以上の看護職員（看護師、准看護師）を配置しています。また、入院患者：20人に対し1人以上の看護補助者を配置しています。この病棟では、1日に4人以上の看護職員（看護師、准看護師）と2人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

時 間 帯	1人当たりの受け持ち患者数	
	看護職員	看護補助者
朝8時30分から夕方17時00分まで	12人以内	12人以内
夕方17時00分から朝8時30分まで	12人以内	

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書をお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III 「個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

IV 北海道厚生局長への届出事項に関する事項

1 当院は、次の施設基準に適合している旨、北海道厚生局に届出を行っております。

(1) 基本診療料の施設基準等

・医療DX推進体制整備加算	・一般病棟入院基本料 (種別：急性期一般入院料4)
・療養病棟入院基本料 (種別：療養病棟入院料1)	・救急医療管理加算
・診療録管理体制加算3	・医師事務作業補助体制加算1(30対1)
・急性期看護補助体制加算	

・療養環境加算	・重症者等療養環境特別加算
・夜間急性期看護補助体制加算(50対1)	・療養病棟療養環境加算1
・医療安全対策加算2(地域連携加算2)	・感染対策向上加算2(連携強化加算)
・患者サポート体制加算	・データ提出加算2又は4
・入退院支援加算2(入院時支援加算)	・認知症ケア加算3
・せん妄ハイリスク患者ケア加算	・地域包括ケア入院医療管理料2

(2) 特掲診療料の施設基準等

・糖尿病合併症管理料	・糖尿病透析予防指導管理料
・下肢創傷処置管理料	・外来腫瘍化学療法診療科1
・がん治療連携指導料	・肝炎インターフェロン治療計画料
・薬剤管理指導料	・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価
・医療機器安全管理料1	・検体検査管理加算(II)
・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	・コンタクトレンズ検査料1
・CT撮影及びMRI撮影	・外来化学療法加算1
・無菌製剤処理料	・脳血管疾患等リハビリテーション料(III)
運動器リハビリテーション(II)	呼吸器リハビリテーション(I)
・人工腎臓	・導入期加算1
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	・下肢抹消動脈疾患指導料管理加算
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術	・輸血管理料II
・輸血適正使用加算	・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
・看護処遇改善評価料53	・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
・入院ベースアップ評価料64	

(3) その他届出

・酸素の購入単価

2 当院は入院時食事療養に関する特別管理の届出による入院患者の食事を提供しています。特別管理による食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

・入院時食事療養(I)	・入院時生活療養(I)
-------------	-------------

V 保険外負担に関する事項 (料金については、全て消費税込み)

(1) 治療用品料等

項 目	料 金
エンゼルねまき	1,265円
診察券再発行	110円
体温計破損	2,200円
フィルムコピー(CD)	550円

フィルムコピー（大四切）	257円
その他治療用品料	定価×0.9×消費税 ※ただし「定価×0.9」の金額が納入価より低い場合 ア) 納入価×1.3×消費税 イ) ア) が定価を超える場合、定価×消費税

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

(2) 特別室料：特別の療養環境の提供（差額ベッド）

特別室（個室）として料金徴収をする病室	料 金
3階病棟：302、303、305、306、327、328、 330、331、332、333、335、336	1日につき 2,200円
4階病棟：402、403、405、406、407	

(3) 健康診断料・検査料

料 金	算定方法に準じて算定した額（診療報酬点数を積み上げた料金）×15割 ×消費税

(4) 各種検診関係

項 目	料 金
乳がん検診	3,140円
カメラによる胃がん検診	3,140円
低線量CT肺がん検診	3,140円
骨粗しょう症検診	3,960円
大腸がん検診	1,040円
動脈硬化検査	1,100円
胃がんリスク検診（ABC分類）	4,190円
プチ健診（※詳細は下記のとおり）	310円～2,090円
※①血糖検査 520円、②コレステロール検査 520円、 ③肝機能検査 1,040円、④おすすめセット(①+②+③) 1,570円、 ⑤甲状腺検査 2,090円、⑥痛風検査 310円、⑦貧血検査 1,040円、 ⑧尿検査 310円、⑨腫瘍マーカー検査 1,570円	

(5) 各種予防接種関係

項 目	6歳以上	
	5月～10月	11月～4月
麻しん	8,294円	8,409円
M R (麻しん+風しん)	10,538円	10,653円
水痘	10,164円	10,279円
風しん	8,294円	8,409円
日本脳炎	8,162円	8,277円
肺炎球菌ワクチン	9,823円	9,938円
ムンプス（おたふく）	7,755円	7,870円

項 目	1回目	2回目	合計	
B型肝炎ワクチン	5月～10月	7,546円	3,982円	11,528円
	11月～4月	7,661円	4,097円	11,758円

※ インフルエンザワクチンは、期間限定で接種します。詳しくは医事係にお尋ねください。

(6) 文書料及び死体検案料

種 別	料 金	摘 要
文 書 料	1枚につき 2,200円	普通診断書 死産証明書及び出生証明書 老人ホーム入所診断書 医療費領収金額の証明書 共済等医療証明書 その他の証明書
	1枚につき 2,750円	死亡診断書 病名、症状、経過、予後記載の文書 復職診断書 身体障害者認定書 その他複雑な記載を要するもの
	1枚につき 4,400円	各種年金関係診断書 自賠責用診断書 自賠責事故後遺症診断書 自賠責用診療明細書 特定疾患申請診断書（臨床調査個人票） その他特に複雑な記載を要するもの
	1枚につき 5,500円	生命保険等の証明書
死体検案料	1体につき 7,150円	

※ 法令その他で定められている場合を除き、文書料の減免は行っていません。

(7) 死後処置料

料 金	1処置につき2,200円

VI 保険外併用療養費に関する事項

入院期間が180日を超える入院（消費税込み）

患者さんの事情により長期に入院される場合は、180日を超える日から入院料の一部を負担していただく場合があります。

入院料の区分	料 金
（一般入院）急性期一般入院料4	1日につき 2,380円

※ 次の方は対象外となっています。

- ① 厚生労働大臣の定める状態にある方（人工透析を受けている方、人工呼吸器を装着している方など）
- ② 自賠責保険、労災保険で入院されている方